



平成29年11月30日

各 位

会社名 日本精機株式会社
代表者 代表取締役社長 佐藤 守人
(コード番号 7287 東証第2部)
問合せ先 事業管理本部 管理統括部 法務部
シニアマネジャー 五十嵐 孝之
(TEL 0258-24-3311)

当社子会社元代表取締役社長との民事訴訟の判決に関するお知らせ

当社が平成20年5月7日付「当社子会社前代表取締役社長への刑事告訴及び民事訴訟の提起について」で開示いたしました、当社が100%出資する子会社である株式会社 NS・コンピュータサービス（以下、「NSCS」といいます。）が同社の元代表取締役社長高野繁理（以下、「高野繁理」といいます。）に対して、会社資金の不正支出・私的流用による損害金回収のため提起いたしました損害賠償請求訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）に関し、判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 : 新潟地方裁判所長岡支部
(2) 判決年月日 : 平成29年11月30日

2. 本件訴訟の当事者の概要

(1) 子会社の概要

- ①名 称 : 株式会社 NS・コンピュータサービス
②所 在 地 : 新潟県長岡市金房3丁目3番2号
③代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 上村 正雄

(2) 相手方の概要

- ①氏 名 : 高野 繁理
②子会社との関係 : 元代表取締役社長

3. 判決に至るまでの経緯

NSCS は、高野繁理による出張旅費の架空請求や私的な物品の購入等、会社資金の私的流用が長年にわたり行われていたことが発覚したことから、平成19年11月23日、高野繁理に対し代表取締役の解職及び同年12月2日、取締役の解任を行いました。さらに、NSCS は高野繁理

に対し民事責任を追及して交渉したものの、同人は責任を認めようとしなかったため、平成20年3月25日付で、これら不正支出による損害賠償請求として新潟地方裁判所長岡支部に本件訴訟を提起しました。

また高野繁理はNSCSに対し、同年同月27日付で高野繁理の解任等に正当理由がないものとして損害賠償請求訴訟を提起し、同訴訟と本件訴訟の審理が併合されました。

なお本件訴訟の提起と併行して、同年4月21日、NSCSの申立てによる高野繁理所有の不動産に対する仮差押決定が下されています。

また本件訴訟に関連して、平成26年9月30日、本件訴訟の対象の一部であるNSCSの損害につき、高野繁理に対し特別背任罪の有罪判決が下され、その刑が確定しています。

以上のように本件訴訟等につき審理が進められ、本日、新潟地方裁判所長岡支部にて次のとおり判決が下されました。

4. 判決の内容

(1) NSCSの高野繁理に対する訴訟について（以下、「第1事件」といいます。）

- ① 被告（高野繁理）は、原告（NSCS）に対し、42,238,599円及びこれに対する平成20年5月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ② 訴訟費用は、第1事件及び第2事件を通じてこれを4分し、その1を原告（NSCS）の負担とし、その余を被告（高野繁理）の負担とする。
- ③ この判決は仮に執行することができる。

(2) 高野繁理のNSCSに対する訴訟について（以下、「第2事件」といいます。）

- ① 原告（高野繁理）の請求を棄却する。
- ② 上記（1）の②に同じ。

5. 今後の見通し

この判決は、NSCSの主張の正当性を概ね認めたものですが、詳細につきましては現在精査中であり、今後の対応につきましては協議を行った上決定いたします。判決内容を不服として控訴する際には、速やかにお知らせいたします。

なお本件が今後の当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

今後とも、このような不祥事を発生させないよう、当社及び当社のすべてのグループ会社において、コンプライアンスと内部統制を経営の最重要課題のひとつと位置付けて、より一層の強化に取り組み、引き続き皆様からの信頼を得られるよう努めてまいります。

今後とも、何卒ご支援とご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上